

埼玉県介護の魅力PR推進事業業務委託における
企画提案募集要項

1 目的

県内の介護事業所で働く介護職員を中心とした介護の魅力PR隊による大学・高校、就職説明会等の訪問や、PR隊とともに様々な手法による広報をとおして、介護人材の募集、介護の魅力のPRを行うことにより、介護職員の確保・定着を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

埼玉県介護の魅力PR推進事業業務

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(4) 委託料

金12,209,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

次の埼玉の入札参加資格を有する法人で、次の（1）から（7）に該当する者であること。

- (1) 日本国内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (5) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者
- (6) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

5 質問の受付及び回答

企画提案の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和7年3月5日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

質問内容を様式3に記載して電子メールで送付すること。なお、送信後必ず電話で着信確認をすること。

<提出先>埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

(E-Mail) a3240-18@pref.saitama.lg.jp （電話）048-830-3232

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和7年3月7日（金）までに、この募集要項を掲載している県ウェブサイトページに回答を掲載する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書として、以下の書類をPDF形式で提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

また、エ、オの書類は紙媒体（郵送）での提出も可とする。

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式1）

イ 事業計画書 ※別添の仕様書に基づき作成すること。（任意様式。A4判）

- ・事業計画書の作成にあたっては、仕様書の内容を踏まえ、主に次の項目について提案すること。

(ア) 基本方針

- ・本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを記載すること。

(イ) 実施体制

- ・仕様書の記載内容を踏まえ、具体的な実施体制を提案すること。

(ウ) その他（自由提案）

- ・過去に受託した同種の業務を踏まえた経験や独自の知見。
- ・PR隊の派遣先と活動内容についての提案。
- ・SNSを利用した新たな魅力発信方法、投稿内容・構成や投稿頻度。

・仕様書に上乘せで行う提案や仕様書と異なる提案。 など

イ 委託料の見積書

(ア)「2(4) 委託料」に掲げる上限金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の範囲内で作成し、その合算額(委託料の総額)を明記すること。

(イ)宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。

ウ 法人の概要がわかるもの(事業実績、組織図、パンフレット等)

エ 登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの。写し不可)

オ 納税証明書(写し不可。提案日前3か月以内に発行されたもの)

法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類。

カ 3 応募資格(1)から(7)に該当する旨の誓約書(様式2)

(2) 提出方法

「13 問合せ先及び書類の提出先」宛てに電子メールで提出すること。送信後、当日中に必ず電話で着信確認をすること。

データの容量が大きい場合は、分割送付又は事前相談の上、別途指示する方法で提出すること。

(3) 提出期限

令和7年3月14日(金)午後5時(必着)

(4) 企画提案書の取扱い

ア 県は、提出された企画提案書を、本業務の受託機関の選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

イ 提出された企画提案書は、公正性、透明性を期すために、「埼玉県情報公開条例」等関連規程に基づき公開することがある。

ウ 提出された書類は、本業務の受託機関の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

(5) その他

ア 企画提案書及び企画提案書のために作成した資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。

イ 企画提案書の提出は、1法人につき1案とする。

ウ 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

エ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの、提出書類に不備があるものは無効とする。

オ 提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。

カ 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部高齢者福祉課長に届け出ること。

キ 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

ク 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。

7 委託候補者の選定方法

(1) 審査・選定方法

ア 県は選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、総合的に審査するものとする。

イ 審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

ウ 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として決定する。

エ 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。

オ 審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

(2) 審査項目

ア 業務を実施する上で十分な組織体制であること。

イ 契約直後から業務を円滑に実施できるよう計画が策定されていること。

ウ 業務を効果的に実施するための具体的な提案であること。

エ 当事業への参加者の募集について具体的なかつ有効な提案が盛り込まれていること。

オ 過去に介護の魅力発信に関する事業実績があり、内容及び結果が良好であること。

カ 関係機関と連携して、対面での魅力発信の場を設けることが可能であること。

キ 適切な金額が設定され、費用対効果に優れた事業提案となっていること。

8 スケジュール（予定）

日 程	内 容
公表日から3月5日（水） 午後5時まで	質問事項の受付
令和7年3月14日（金） 午後5時まで	企画提案書の受付
令和7年4月 1日（火）（予定）	委託契約の締結

9 委託契約の締結

委託候補者に選定された者は委託契約締結に向けて県と協議を行う。協議が整った際は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、随意契約による委託契約を締結する。

10 選考結果

令和7年3月下旬を目途に文書にて通知する。

11 留意事項

令和7年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は当事業費に係る減額があったときは、当該企画提案は無効とする。

12 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

13 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3232

e-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp

担当者：田中